

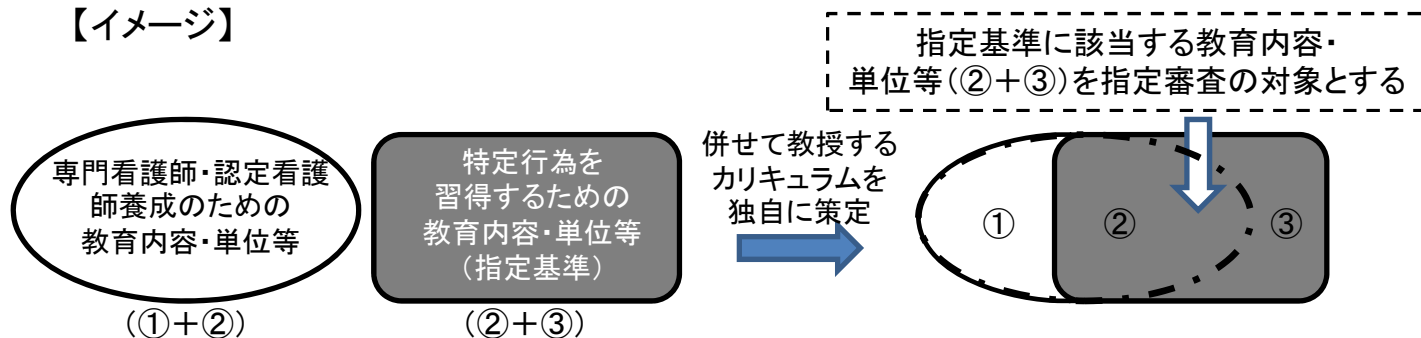
【カリキュラムについて】
専門看護師・認定看護師等を養成する既存の課程との関係について

◆論点1

専門看護師・認定看護師等を養成する既存の課程が、特定行為の習得のための教育を併せて行う場合、当該課程を指定する際に留意すべき事項は何か。

- 教育・研修を行う機関では、専門看護師・認定看護師等を養成するための教育内容と、特定行為の習得のための教育内容等基準とを組み合わせ、独自のカリキュラム（①+②+③）を策定すると想定している。
- その場合、特定行為を習得するための教育・研修を行う機関として指定するための審査の対象は、教育内容等基準に該当する部分（②+③）となる。

【イメージ】



◆論点2

専門看護師・認定看護師等が、特定行為の習得のための教育を受ける場合の取扱いをどうするか。

- 専門看護師・認定看護師等の養成課程で既に履修した科目がある受講生については、教育内容等基準（②+③）を満たして指定された教育・研修を行う機関において個々の履修内容を精査し、その科目の履修の一部又は全部を免除できることとはどうか。

【イメージ】

指定機関（②+③）				
科目名	単位数			
△△学	△単位			
●●学	●単位			
〇〇特論	〇単位			
.....	...			
◇◇学実習	◇単位			

受講生	既習の科目	単位数
J	△△学	□単位
	〇〇特論	■単位
K	●●学	▲単位
...	...	...

免除 ←

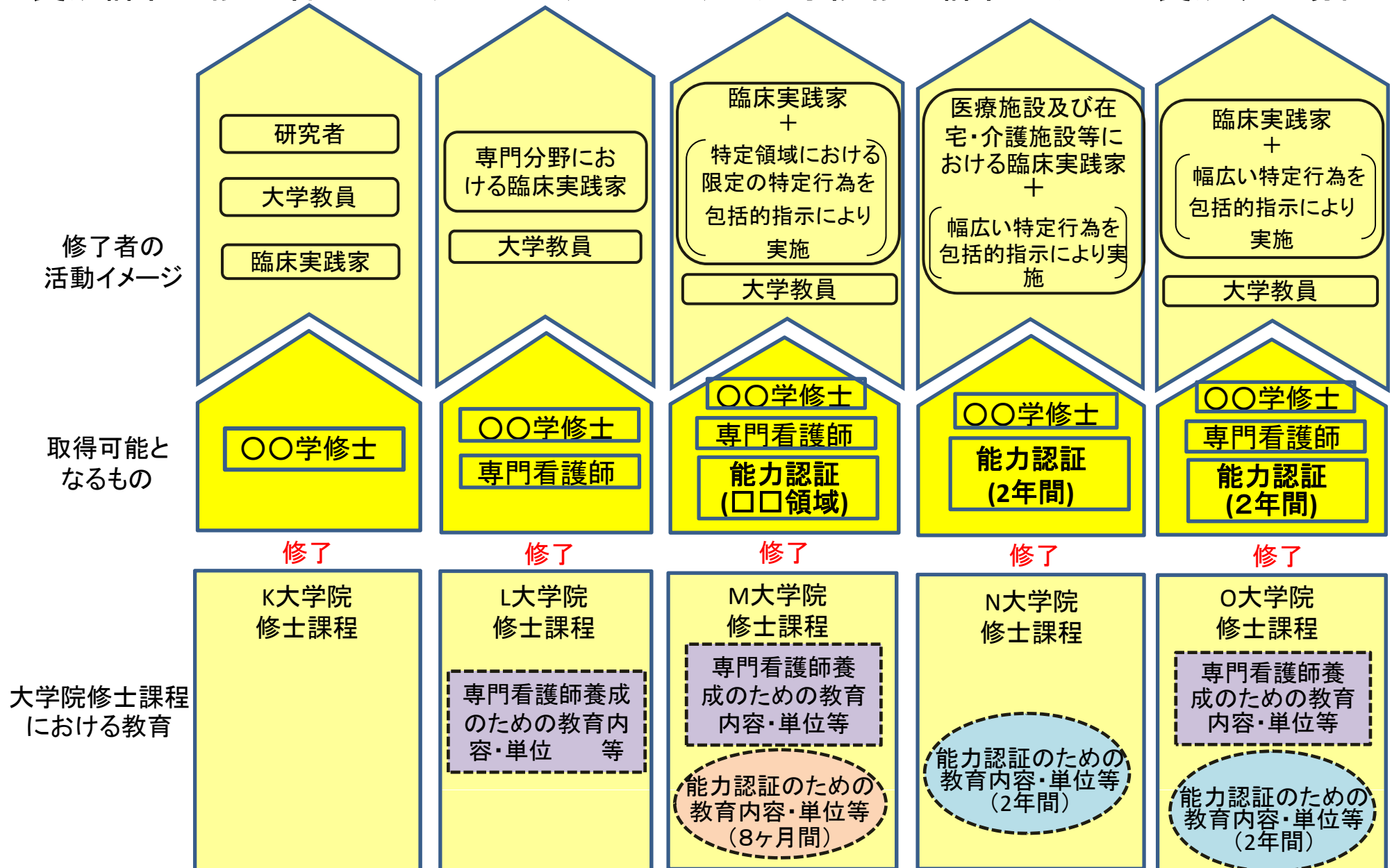
(参考) 特定の能力を認証された看護師、専門看護師、認定看護師の概要(1)

	特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ)	専門看護師	認定看護師
主な特徴	○ <u>看護師の職能を基盤として、幅広い医行為(診療の補助)を含めた看護業務を実施することにより、より効率的かつ効果的に看護ケアを提供する。</u> ○ 厚生労働大臣が指定した研修機関を修了した看護師は、医師の包括的指示を受けて特定行為の実施が可能。	○ 専門看護分野において、実践者として患者の直接看護だけでなく、看護者等に対する相談者や教育者として等の幅広い視点から、<u>看護チーム内外の調整や研究を行い、看護業務全体の質を向上させる。</u> ○ 特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有する者を<u>日本看護協会が認定する。</u> 〔※現行法上、実施し得る行為は、看護師一般と同じ。〕 ○ 一定の安全管理体制の下、医師の具体的指示を受けて特定行為の実施が可能。	○ <u>細分化された分野で、より特化した知識・技術を習得して看護業務を実施するとともに、看護者に対する直接的指導や相談を行い、看護ケアの質を向上させる。</u> ○ 特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者を<u>日本看護協会が認定する。</u> 〔※現行法上、実施し得る行為は、看護師一般と同じ。〕 ○ 一定の安全管理体制の下、医師の具体的指示を受けて特定行為の実施が可能。
養成課程	実務経験5年以上 ＋ 厚生労働大臣が指定した研修機関 ※ 研修機関の指定時、厚生労働大臣は審議会の意見を聞かなければならない。	実務経験5年以上(うち、専門分野3年) ＋ 修士課程 ^{※1} (専門看護師教育課程:2年・26単位以上修得 ^{※2}) ※1 修士課程修了のためには、専門看護師教育課程を含めた計 <u>30単位以上の修得が必要</u> (大学院設置基準第16条) ※2 38単位に移行予定(移行期間10年)	実務経験5年以上(うち、専門分野3年) ＋ 研修(6カ月・615時間以上)
教員	※養成調査試行事業では、「医師の教員・指導者」を必要数確保。	○看護教員 ※科目により看護教員以外の場合もある。 実習指導者 ○ 専門看護分野の実務経験を持つ看護職員	○ 看護系大学院修士課程以上を修了し、その認定看護分野において高度な看護実践力を有する者 または ○ 認定看護師、または当該分野に関連する専門看護師の資格を有しその認定看護分野において高度な教育上の能力を有する者 ※科目により看護教員以外の場合もある。
認定・認証の要件	○ 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定行為に応じた研修を修了すること	○ 日本看護協会の実施する各専門看護分野の認定審査(書類審査、筆記試験)に合格する。 (年1回) ※2012年4月現在 795人	○ 日本看護協会の実施する各認定看護分野の認定審査(筆記試験)に合格する。 (年1回) ※2012年7月現在 10,875人

特定の能力を認証された看護師、専門看護師、認定看護師の概要(2)(教育内容等)

能力の認証を受けるために必要な教育内容等の枠組み	特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ)	専門看護師	認定看護師
基盤となる理論等	看護実践論 看護理論 病態理論 医療倫理	以下の①～⑦から選択(8単位) ①看護教育論 ②看護管理論 ③看護理論 ④看護研究 ⑤コンサルテーション論 ⑥看護倫理 ⑦看護政策論 (※総合的知識・統合力と同一科目)	【必須共通科目】 看護倫理(15時間) 【選択共通科目】 対人関係(15時間)
基礎となる知識	解剖生理学 病態生理学 診察・診断・治療学 栄養学 臨床薬理学	全分野共通の必須科目なし (分野ごとに科目を設定)	【選択共通科目】 臨床薬理学(15時間) (その他は分野ごとに科目を設定)
技術・能力	フィジカルアセスメント 診察・診断・治療技術論	全分野共通の必須科目なし (分野ごとに科目を設定)	全分野共通の必須科目なし (分野ごとに科目を設定)
総合的知識・統合力	医療管理学 保健医療福祉システム 医療安全学	以下の①～⑦から選択(8単位) ①看護教育論 ②看護管理論 ③看護理論 ④看護研究 ⑤コンサルテーション論 ⑥看護倫理 ⑦看護政策論 (※基礎となる理論等と同一科目)	看護管理(15時間) リーダーシップ(15時間) 文献検索・文献講読(15時間) 情報管理(15時間) 指導(15時間) 相談(15時間) 医療安全管理(15時間・選択)
臨床実習	※ 臨床実習を通して、疾患に対する病態・症候・治療と予後等に関する医学的・薬学的知識を看護実践に活用する。	6単位 ※ 実習は単に実践するだけでなく、スーパービジョンや事例検討、討議セミナーなど多様な方法を取り入れて実施する。	200時間以上

養成課程と修了者のキャリアパス(イメージ)～大学院修士課程において養成する場合～



※大学院修士課程では、多様な認定・認証等の基準教育課程を盛り込みカリキュラムを策定している

養成課程と修了者のキャリアパス(イメージ) ～研修機関において養成する場合～

